

公 表 第 14 号

地方自治法第199条第2項及び第4項に基づく財務監査及び事務監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

平成27年7月27日

|          |         |
|----------|---------|
| 久留米市監査委員 | 田 中 俊 博 |
| 久留米市監査委員 | 埴 秀 二   |
| 久留米市監査委員 | 原 口 和 人 |
| 久留米市監査委員 | 藤 林 詠 子 |

# 財務監査及び事務監査報告(1)

## 第1 監査の対象、期間及び指摘事項等件数

| 対象部局等 | 対象課等の内訳                                                                                                     | 監査実施期間                   | 指摘事項件数 | 意見件数 |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|--------|------|
| 環境部   | 総務、環境政策課、廃棄物指導課、環境保全課、斎場、資源循環推進課、建設課、施設課                                                                    | 平成27年3月24日～<br>平成27年7月6日 | 3      | 1    |
| 都市建設部 | 総務、防災対策課、都市デザイン課、交通政策課、まちなか整備課、建築課、設備課、建築指導課、住宅政策課、公園緑化推進課、路政課、生活道路課、広域道路対策課、公園土木管理事務所、河川課、用地課(※26年度の名称で記載) |                          | 6      | 2    |
| 農政部   | 総務、農政課、生産流通課、みどりの里づくり推進課、農村整備課、中央卸売市場(田主丸流通センター含む)                                                          | 平成27年5月11日～<br>平成27年7月6日 | 1      | 1    |

## 第2 監査の範囲及び方法

今回の監査は、主に平成26年度における財務に関する事務の執行状況及び公有財産の管理状況並びに一般事務の執行状況等について、関係書類の照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

また、現金等取扱、旅費、賃金、報償費関係、補助金、貸付金、財産及び物品管理、契約、附属機関等、休暇等に係る事務等を重点監査項目として実施するとともに、公正で能率的な行政執行の確保が社会的に求められる中、行政の組織、機能、事務処理の手續及び方法その他の行政運営全般についても、その経済性、効率性及び有効性の観点から監査対象として位置付けた。

## 第3 監査の結果

監査対象の事務については、おおむね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり検討又は是正等を要する指摘事項が認められたので、必要な措置等を講ずるとともに、職員の指導監督にも努められたい。

### 【環境部】

#### 指 摘 事 項

##### 《財務監査》

##### 〔現金取扱事務〕

環境フェアにおけるフリーマーケットの出店料は、当日徴収する取扱いとしているが、当日出店しなかった者を確認できる文書が残されておらず、徴収すべき額の確認ができないものがある。

また、当日に出店しなかった者に対しての出店料の取扱いについては明確な規定がない。

##### 〔旅費支給事務〕

旅行命令書に命令権者の決裁がもれているものがある。

##### 〔契約事務〕

庁舎清掃維持管理業務委託において、窓ガラス清掃及びフロアの洗浄の一部については、検収確認がされないまま委託料が支払われている。

#### 意 見

##### 《事務監査》

循環型社会の構築を目指し、安全・安心で長期的に安定したごみ処理体制の確立を図るために建設が進められている北部一般廃棄物処理施設の安定的な稼働は、今後の三瀨・城島地域のごみ処理、一部容器包装プラスチック等の資源化に伴う新18種分別の導入、上津クリーンセンターの老朽化による大規模改修など、本市環境行政における重要な事業の進展の要となるものと思われる。各事業に必要な経費についても適切に見計らうとともに、周辺住民、関係団体及び市民全体への理解と協力を求めながら行われたい。

## 【都市建設部】

### 指 摘 事 項

#### 《事務監査》

##### 〔審議会等事務〕

自転車の利用促進に関する会議の委員等について、委嘱手続の不備とあわせて謝金の支払根拠やその対象範囲が明確でないものがある。

#### 《財務監査》

##### 〔旅費支給事務〕

- 1 旅行命令書に命令権者の決裁がもれているものがある。
- 2 昼食が提供される研修会の旅費について、日当の減額調整をしていないものがある。

##### 〔切手、金券等有価物管理事務〕

切手の管理記録文書において、切手受入れの記載がもれ、払出しの記録に不備があり、定期的な点検も不十分なものがある。

##### 〔燃料・公用車管理事務〕

オイルチケットの半券（控）と納品書に記載された数量の差異について、確認や補正がされないままとなっているものがある。

##### 〔契約事務〕

業務委託契約事務において、実施伺いにおける記載もれや、契約書等の不備により委託内容が明確になっていないものなど、基本的な契約事務手続について理解不足と思われるものがある。

### 意 見

#### 《事務監査》

- 1 今日、各地方自治体にあつては、人口減少社会に適応したまちづくりや自然災害への備えなど、社会構造、自然環境等の変化に対応した取組が重要な課題となっている。その中で、建設系を中心とする技術職員の、社会基盤を技術的に支える行政職員としての役割が重みを増している。  
多くの建設系技術職員を抱える当部においても中心課題の一つと認識されているように、現場対応力を高め、業務受託者にも対応しうる技能と知識を習得し、専門的な行政能力を備えた職員の訓練と育成に努められるよう期待する。
- 2 本市が目指すネットワーク型のコンパクトシティの形成には、中心拠点と地域生活拠点への都市機能の集積や地域交通の維持・構築が重要な鍵とされている。様々な施策の相乗効果によって定住地としての本市の魅力が増すことを期待するが、次の点についても、改めて留意がなされるよう望む。

- (1) 公共インフラや公共施設の老朽化、長寿命化、適正配置などに対する、都市機能を持続させるためのライフサイクルの視点を踏まえた取組
- (2) 国等の様々な交付金などについては、事業の財源として可能な限り効果的、効率的な活用を図るとともに、市政運営の基本的方針の一つとされていた「身の丈にあった持続可能な財政構造の実現」にも配慮した適切な行財政運営

## 【農政部】

### 指 摘 事 項

#### 《財務監査》

##### [契約事務]

予定価格が50万円未満の業務委託契約事務においては、見積合わせを行う場合、見積予定価格調書を作成するか、予算限度額を予定価格とみなして同調書の作成を省略する旨の意思決定を行わなければならないが、前回の監査で同様の指摘をしたにもかかわらず、そのいずれもなされていないものがある。

### 意 見

#### 《事務監査》

当部の基本方針は、『職業として選択できる魅力ある農業の実現』とされている。その方針の下で、農業に対する市民理解、安定的な農業経営体、産地競争力、持続可能な生産基盤等々の育成・確立等が目標へ向かうための施策として掲げられている。具体的な行政支援の手段や方法となる各種事務事業に当たっては、部として以下に掲げる点にも十分留意して取り組まれない。

- (1) 農政を専門的・政策的・技術的に理解し、現場の実態を知る職員の育成
- (2) 多様な補助金等の制度における効果と目的達成状況の的確な把握及び必要な見直し
- (3) 単純な事務的ミス等を繰り返さないための仕組みの整備

## 財務監査及び事務監査報告(2)

### 第1 監査の対象、期間及び指摘事項等件数

| 対象部局等  | 監査実施期間          | 指摘事項<br>件数 | 意見件数 |
|--------|-----------------|------------|------|
| 高良内財産区 | 平成27年5月11日～7月6日 | 1          | 0    |

### 第2 監査の範囲及び方法

今回の監査は、主に平成26年度における財務に関する事務の執行状況及び公有財産の管理状況並びに一般事務の執行状況等について、関係書類の照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

### 第3 監査の結果

監査対象の事務については、おおむね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり是正を要する事項が認められたので、必要な措置等を講ずるとともに、職員の指導監督にも努めることが、望まれる。

#### 指摘事項

##### 《財務監査》

##### 〔臨時職員等賃金支給事務〕

臨時職員の早退時間数の算定を誤り、賃金からの控除額を誤っているものがある。

# 財務監査及び事務監査報告(3)

## 第1 監査の対象、期間及び指摘事項等件数

| 対象部局等  | 監査実施期間          | 指摘事項<br>件数 | 意見件数 |
|--------|-----------------|------------|------|
| 田主丸財産区 | 平成27年5月11日～7月6日 | 1          | 0    |

## 第2 監査の範囲及び方法

今回の監査は、主に平成26年度における財務に関する事務の執行状況及び公有財産の管理状況並びに一般事務の執行状況等について、関係書類の照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

## 第3 監査の結果

監査対象の事務については、おおむね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり是正を要する事項が認められたので、必要な措置等を講ずるとともに、職員の指導監督にも努めることが、望まれる。

### 指摘事項

#### 《財務監査》

#### 〔燃料・公用車管理事務〕

燃料給油チケット（ガソリン券）については、チケットの管理者として定められた職員が使用者への交付を行うことが適切であるが、各使用者が自ら交付する取扱いがなされている。